

証券コード 6855
2021年6月10日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西長洲町2丁目5番13号
日本電子材料株式会社
取締役社長 大久保 和 正

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、株主の皆様を最優先に開催いたしたく考えており、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております)
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号
都ホテル 尼崎 3階鳳凰の間
(ご来場の際は、末尾のご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第62期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第62期連結計算書類監査結果報告
の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について、別紙にてご案内申し上げますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jem-net.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資等においては改善の動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、依然として厳しい状況が続きました。海外経済につきましても、同様の影響により、厳しい状況にあるものの、米国や中国等においては、持ち直しの動きが見られました。

当社グループの主たる事業分野である半導体市場は、在宅勤務の拡大やライフスタイルの変化に伴う“巣ごもり需要”を受けた、パソコンやデータセンター関連機器、ゲーム機等の需要増加により、堅調に推移いたしました。さらに、IoT、AIの活用の進展、5Gの普及を見据え、半導体メーカーの設備投資意欲も強まりました。

このような事業環境の中、当連結会計年度の売上高につきましては、メモリーIC向け製品を中心に、需要が堅調に推移したことにより、前連結会計年度を上回る結果となりました。利益面につきましても、売上高の増加等により、前連結会計年度を上回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は18,521百万円（前連結会計年度比18.2%増）、営業利益は2,663百万円（前連結会計年度比163.1%増）、経常利益は2,574百万円（前連結会計年度比159.1%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、2,037百万円（前連結会計年度比89.4%増）となりました。

なお、報告セグメント別の業績は次のとおりです。

〈半導体検査用部品関連事業〉

売上高につきましては、メモリー I C 向け製品を中心に需要が堅調に推移したことにより、前連結会計年度を上回る結果となりました。

以上の結果、売上高18,332百万円（前連結会計年度比18.6%増）となりました。

〈電子管部品関連事業〉

電子管部品関連事業につきましては、売上高188百万円（前連結会計年度比9.3%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額で914百万円（前連結会計年度比72.3%減）であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、設備投資に対するものも含め総額で長期借入金として3,100百万円の資金調達を行っております。

また、2020年11月30日に第三者割当てにより発行した第1回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）により700,000株を発行し、これにより1,475百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業分野である半導体市場につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響は懸念されるものの、中長期的には、5G、AI、IoTの普及等に牽引され、堅調な成長が見込まれております。プロブカードにつきましても、半導体の技術革新や需要の増加とともに市場は拡大すると予想しております。

このような事業環境の中、当社グループといたしましては、着実な成長を遂げるため、以下の課題に取り組んでまいります。

①市場の要求に応える製品の開発とサービスの強化

中長期的に需要が見込まれるDRAM及びNAND型フラッシュメモリー向け製品の更なる性能向上、納期短縮、原価低減を行い、製品競争力を高め、拡販に取り組んでまいります。また、次世代半導体向けプロブカードの開発を加速させ、ビジネスチャンスの拡大を図ります。

②海外販売の強化

海外の半導体市場は、アジアを中心に着実な成長を遂げております。また、製造を専門に行うファウンドリや、自社工場を持たず製品の企画や設計のみを行うファブレスメーカーの台頭等、半導体の生産は世界規模で分業化が進んでおります。当社グループは、海外拠点のネットワークを活かした販売活動の充実を図るとともに、日本から各国拠点へのリソース投入や一層の技術支援により、海外販売の強化を推進します。

③付加価値向上への取組み

技術革新やVA活動による原価低減や品質向上によって、付加価値の向上を図ります。

④経営基盤の更なる強化

為替変動や緊急時における対応等、リスクマネジメントの一層の高度化を目指し、経営基盤の強化に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を実施し、企業価値の向上に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 59 期 (2017年度)	第 60 期 (2018年度)	第 61 期 (2019年度)	第 62 期 (当連結会計年度) (2020年度)
売 上 高 (百万円)	14,405	14,416	15,669	18,521
経 常 利 益 (百万円)	456	1,058	993	2,574
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	307	810	1,076	2,037
1 株当たり当期純利益 (円)	29.00	76.50	101.62	189.98
総 資 産 (百万円)	17,527	18,055	20,654	25,578
純 資 産 (百万円)	10,634	11,160	12,101	15,411
1 株当たり純資産 (円)	1,001.14	1,053.92	1,142.79	1,364.85

- (注) 1. 第59期につきましては、メモリー I C 向けは、NAND型フラッシュメモリー向けの拡販が進み、DRAM向けにつきましても堅調に推移いたしました。ロジック I C 向けにつきましても、自動車用半導体向けを中心に売上を伸ばすことができました。利益面につきましても、売上高の増加に伴い、第58期を上回る結果となりました。
2. 第60期につきましては、ロジック I C 向けは、自動車用半導体向けの回復の遅れにより軟調に推移しました。メモリー I C 向けにつきましては、顧客需要に応えることにより、堅調に推移しました。利益面につきましては、売上構成の変化や、コスト削減の推進により第59期を大きく上回りました。
3. 第61期につきましては、売上高は、メモリー I C 向けの製品の拡販が進んだことにより、第60期を上回る結果となりました。利益面につきましては、新工場稼働における先行費用の発生等があったものの、第60期に対して概ね横ばいの結果となりました。
4. 第62期につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
5. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第60期の期首から適用しており、第59期「総資産」については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
JEM AMERICA CORP.	3,650 千US\$	100.0 %	半導体検査用部品 関連事業
JEM (HONG KONG) Co., Ltd.	2,000 千HK\$	100.0	
JEM TAIWAN PROBE CORP.	40,100 千NT\$	100.0	
JEM EUROPE S. A. R. L.	400 千€	100.0	
JEM Shanghai Co., Ltd.	1,000 千US\$	100.0	
JEM (THAILAND) Co., Ltd.	38,000 千THB	100.0	
JEM (SHENZHEN) Co., Ltd.	5,600 千HK\$	100.0	

(7) 主要な事業内容

当社グループは半導体検査用部品、電子管部品の開発、製造及び販売を行っております。

当社グループの主要な製品は、次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品
半導体 検査用部品 関連事業	<p><カンチレバー型プローブカード> Cタイププローブカード プローブ（探針）の形状が力学でいう片持ち梁（Cantilever）の構造を持つタイプ ・CEシリーズ</p> <p><アドバンスプローブカード> Vタイププローブカード プローブ（探針）の形状が垂直型で、主として半導体の高集積化・高速化対応として使用されているタイプ ・VTシリーズ（垂直接触型プローブカード） ・VSシリーズ（垂直スプリング接触型プローブカード） ・VEシリーズ（垂直+カンチレバー複合型プローブカード）</p> <p>Mタイププローブカード MEMS（Micro Electro Mechanical Systems）技術を用いたプローブユニットを使用しているタイプ ・MCシリーズ ・MLシリーズ ・MTシリーズ</p>
電子管部品 関連事業	陰極、フィラメント

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 尼 崎 市
熊 本 事 業 所	熊 本 県 菊 池 市
三 田 工 場	兵 庫 県 三 田 市
東 京 営 業	神 奈 川 県 横 浜 市
JEM AMERICA CORP. (子会社)	アメリカ合衆国カリフォルニア州
JEM (HONG KONG) Co., Ltd. (子会社)	中 国 香 港
JEM TAIWAN PROBE CORP. (子会社)	台 湾 竹 北 市
JEM EUROPE S. A. R. L. (子会社)	フランス モンブルノ サンマタン市
JEM Shanghai Co., Ltd. (子会社)	中 国 上 海 市
JEM (THAILAND) Co., Ltd. (子会社)	タ イ チ ョ ン プ リ 県
JEM (SHENZHEN) Co., Ltd. (子会社)	中 国 広 東 省 深 圳 市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度比増減
984名	33名増

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
(株)三菱UFJ銀行	2,614 百万円
(株)三井住友銀行	2,068
(株)りそな銀行	1,192
その他	582

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,304,880株
- (3) 株主数 9,928名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(有) 大 久 保 興 産	1,116 千株	9.89 %
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	692	6.13
大 久 保 和 正	498	4.41
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株)	432	3.82
(株) 三 菱 U F J 銀 行	309	2.73
古 山 陽 一	240	2.12
大 久 保 英 正	228	2.02
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	169	1.49
日 本 電 子 材 料 社 員 持 株 会	144	1.28
(株) 三 井 住 友 銀 行	137	1.21

(注) 持株比率は、自己株式 (15,649株) を控除して計算しております。

(5) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項

2020年11月12日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権(行使価格修正条項及び行使許可条項付)

名 称	第1回新株予約権
新株予約権の数	20,000個
新株予約権の目的となる株式の数	普通株式 2,000,000株
新株予約権の払込金額	4,620,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額 1,606円 下限行使価額 1,285円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の93%に相当する金額に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
新株予約権の権利行使期間	2020年12月1日から2022年11月30日まで

(注) 新株予約権の発行時における内容を記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大久保 和正	社長執行役員 営業統括部長 (営業統括担当)
専務取締役	足立 安孝	専務執行役員 管理部門統括部長 (コンプライアンス担当) (管理部門統括担当) JEM Shanghai Co., Ltd. 取締役社長
取 締 役	井 上 廣 志	
取 締 役	中 本 大 介	TACMINA KOREA Co., Ltd. 代表理事 TACMINA USA CORP. 代表取締役社長
取 締 役 (常勤監査等委員)	竹 原 克 尚	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	濱 田 幸 和	濱田税理士事務所所長 ㈱プロセスサポート代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 田 博 之	

- (注) 1. 取締役井上廣志氏及び中本大介氏並びに取締役(監査等委員)濱田幸和氏及び吉田博之氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、重要な情報の収集及び報告の受領等を日常的に行うため、取締役(監査等委員)竹原克尚氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役井上廣志氏は、半導体業界に精通しており、また、経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有しております。また、当社は、㈱東京証券取引所に対して取締役井上廣志氏を独立役員とする届出を行っております。
4. 取締役中本大介氏は、海外事業を含む経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有しております。また、当社は、㈱東京証券取引所に対して取締役中本大介氏を独立役員とする届出を行っております。
5. TACMINA KOREA Co., Ltd. 及びTACMINA USA CORP. と当社との間には、特別の関係はありません。
6. 取締役(監査等委員)濱田幸和氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社は、㈱東京証券取引所に対して取締役(監査等委員)濱田幸和氏を独立役員とする届出を行っております。
7. 濱田税理士事務所及び㈱プロセスサポートと当社との間には、特別の関係はありません。
8. 取締役(監査等委員)吉田博之氏は、半導体業界等におけるマネジメント及び三菱電機ロジスティクス㈱における常任監査役を通じた豊富な経験と見識を有しております。また、当社は、㈱東京証券取引所に対して取締役(監査等委員)吉田博之氏を独立役員とする届出を行っております。

9. 当事業年度末日後における取締役の異動は次のとおりであります。

異動年月日	氏 名	異動前	異動後
2021年6月1日	大久保 和正	社長執行役員 営業統括部長 (営業統括担当)	社長執行役員 (営業統括担当)

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

該当事項はありません。

② 退任

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役の報酬等の総額

区分	支給 人数	報酬等の種類別の額			計
		基本 報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （2名）	55百万円 （7百万円）	13百万円 （－）	－ （－）	68百万円 （7百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	23百万円 （7百万円）	－ （－）	－ （－）	23百万円 （7百万円）

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月27日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人給与は含まず、うち社外取締役分は30百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。

2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月27日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役会は、社外取締役を過半数として構成されており、業務執行取締役の報酬について、取締役会決議により決定方針として次の事項を規則に定めております。

- ・業務執行取締役の報酬は固定報酬及び業績連動報酬で構成すること
- ・役位ごとの担うべき職責に応じた固定報酬の金額
- ・連結経常利益率を指標とした業績連動報酬

業務執行取締役の報酬は、前記規則により、役位に応じた固定報酬と、前年度の連結経常利益率に応じた業績連動報酬とが当年度7月から次年度6月までの年額として各人別に算出され、取締役会へ上程のうえ、前記決定方針に沿った報酬であるとの判断のもと取締役会決議により決定されます。

当社は、安定的な収益力を表すものとして「連結経常利益率10%以上」を目標とする経営指標の一つとしております。業績連動報酬は、当該経営指標を達成するためのインセンティブと位置付けており、固定報酬に対する支給金額は、前記規則により、次のように連結経常利益率の達成度合いに応じて段階的に引き上げるものとなっております。

- ・連結経常利益率3%未満：不支給
- ・連結経常利益率3%以上7%未満：固定報酬（年額）の約0.5ヶ月分～約3.0ヶ月分相当
- ・連結経常利益率7%以上：固定報酬（年額）の約6.0ヶ月分～約9.5ヶ月分相当

なお、2020年3月期における連結経常利益率は、目標の10%以上に対して実績は6.3%であり、この実績に応じた業績連動報酬（2020年7月から2021年6月までの年額）は、固定報酬（年額）の約3.0ヶ月分相当となります。

監査等委員を除く非業務執行取締役の報酬は、独立性の観点から業績連動報酬は支給せず、職責を勘案した固定報酬が取締役会の決議により決定され、また、監査等委員である取締役の報酬は、独立性の観点から業績連動報酬は支給せず、職責を勘案した固定報酬が監査等委員会の決議により決定されます。

(5) 社外役員に関する事項

主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	井 上 廣 志	当事業年度中に開催された取締役会18回のすべてに出席し、半導体業界での経験を生かした品質管理面を主として、発言を適宜行っております。
取 締 役	中 本 大 介	当事業年度中に開催された取締役会18回のすべてに出席し、海外事業の経験を生かしたグループ会社のガバナンス面を主として、発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	濱 田 幸 和	当事業年度中に開催された取締役会18回のすべて、及び監査等委員会13回のすべてに出席し、税理士の経験を生かした税務面を主として、発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	吉 田 博 之	当事業年度中に開催された取締役会18回中17回、及び監査等委員会13回のすべてに出席し、他社における監査役の経験を生かした複眼的な見地を主として、発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
1. 公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	29百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社子会社の計算関係書類監査

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制及び方針

5-1 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して以下の項目を定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底する。
- ②業務執行にあたっては、取締役会、執行役員会及び経営会議他の各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行う。
- ③企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について適切に審議する。
- ④コンプライアンス担当責任者は管理部門統括担当執行役員とし、当社のリスク並びにコンプライアンスに関する統括責任者とする。また、コンプライアンス担当責任者は、内部統制・コンプライアンス担当を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①予算管理制度等により収益や費用を適切に管理するとともに、職務権限等の規程による所定の権限及び責任に基づいて業務及び予算の執行を行う。重要案件については、取締役会及び執行役員会への付議基準等を定めた規程に基づき、承認後執行を行う。
- ②資金の流れや管理の体制に関する規程に基づき、適正な財務報告の確保に取り組む。
- ③安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて、各担当部門が、各種管理規程を策定し、管理を行う。
- ④内部統制・コンプライアンス担当は、当社のリスク並びにコンプライアンスに関して網羅的・総括的に管理する。
- ⑤内部監査は、当社のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的にコンプライアンス担当責任者及び取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、中期経営計画を策定する。
- ②取締役会、執行役員会及び経営会議は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の業績目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献等を勘案して、その優先順位を決定する。
- ③業績は、ITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会、執行役員会並びに経営会議に報告する。
- ④取締役会、執行役員会及び経営会議は、毎月、この結果をレビューし、部門毎に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ⑤④の議論を踏まえ、各部門を担当する執行役員及び部門長は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めて業務遂行体制が効率的となるよう改善する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持する。
- ②コンプライアンス体制に係るコンプライアンス基本規則を策定し、使用人が法令・定款及び社会規範を順守した行動をとるための社員心得を定める。
- ③内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動を定期的に取り締り会及び監査等委員会に報告する。
- ④内部通報規程を策定し、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報の通報・相談を行う手段として監査等委員会等の内部通報先に報告する「コンプライアンス・ホットライン」を設置・運営する。監査等委員会等の内部通報先より連絡を受けた内容を調査し、再発防止策をコンプライアンス担当責任者と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施する。
- ⑤財務報告の信頼性を確保するために、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は業務の適正を確保するため、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社の財務及び経営を管理する部門と事業活動を管理する部門は協業し、子会社の位置付けに応じた多面的な管理を図る。これらの部門は、子会社との定期及び随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営上の重要事項に関しては、当社と子会社における管理規程に基づき当社に報告するとともに、当社の取締役会又は執行役員会において審議する。また子会社における内部統制の構築を目指し、子会社全体の内部統制に関する担当部門は、当社の内部統制・コンプライアンス担当とする。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の財務、安全、品質、環境、災害等のリスク管理体制の整備を推進する。また、重大なリスクについては、速やかに当社に報告することを求めるとともに、当社と子会社における管理規程に基づき、当社の取締役会又は執行役員会において審議する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性を尊重し、且つ経営の効率化を追求するため、相互の権限と責任を明確にし、当社は取引上の諸問題について積極的な指導を図る。また、子会社の取締役に対して、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、業務分掌を定め、それに基づく適切な権限委譲を行い、業務が効率的に行われるよう求める。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の内部統制・コンプライアンス担当責任者は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。コンプライアンス担当責任者は、コンプライアンスに関する体制の整備を推進し、当社はその状況について定期的な点検を実施する。

- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを監査等委員会から求められた場合、監査等委員会の業務補助のため会計及び業務に精通した当該使用人を置くこととし、人事権については監査等委員会に有り、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立させる。

②監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人はその職務に関して監査等委員会の指示のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等からの指示を受けない。

- (8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役又は使用人は監査等委員会に対して、法定の事項に加え当社及び子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス・ホットライン」の通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。また通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを規程により禁止する。

- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員会が必要と考える適正な予算を設けている他、前払を含めその職務の執行について生ずる新たな費用の負担の求めがあった場合にはすみやかに対応する。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員は、執行役員会に出席する他、社内の重要な会議に出席することができ、また意見等は会社として十分に尊重する。

②監査等委員会は、必要に応じて重要な決裁書類等をいつでも閲覧又は謄写できる。

③監査等委員会からの取締役又は使用人の職務の執行状況の聴取に対しては、積極的に協力する。

④監査等委員会は、代表取締役、内部監査、会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催する。

5-2 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①当社及び子会社は、反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との取引関係、その他いかなる関係も持たない。不当要求については、警察当局、顧問弁護士等と連携し反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応する。
- ②当社は、主要拠点に反社会的勢力へ対応する部署を設け、不当要求防止責任者を設置している。また、反社会的勢力による不当要求に対しては直ちに対応統括部署に報告する体制も整備している。
- ③既に加盟している兵庫県企業防衛対策協議会での研修や情報交換を行うとともに、兵庫県警察本部暴力団対策課から情報提供や指導を受ける。
- ④反社会的勢力の関係者と思慮される者からの働きかけや苦情を受けた場合、兵庫県企業防衛対策協議会事務局に照会し情報やアドバイスを受けるとともに、所轄警察署との関係強化を図る。

5-3 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の体制の整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、業務の適正を確保するための体制の実効性を向上させるように努めております。

また、内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査した結果、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。監査等委員会は、代表取締役、内部監査、会計監査人との意見交換会の開催や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等が無いよう監視しております。

5-4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本とし、業績に応じて積極的な株主還元を行うことを基本方針としております。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めており、当期の剰余金の配当につきましては、中間配当金7円を含め、1株当たりの年間配当金を15円とさせていただきます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円
総額 90,313,848円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月11日

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

	金額		金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	6,518	支払手形及び買掛金	1,210
受取手形及び売掛金	7,704	電子記録債務	929
電子記録債権	328	設備電子記録債務	94
有価証券	142	1年内返済予定の長期借入金	1,264
製品	440	賞与引当金	77
仕掛品	1,150	未払金	196
原材料及び貯蔵品	1,467	未払法人税等	321
預け金	146	未払費用	336
その他	292	その他	416
貸倒引当金	△ 9	流動負債合計	4,848
流動資産合計	18,181	固定負債	
固定資産		長期借入金	5,193
有形固定資産		その他	125
建物及び構築物	2,520	固定負債合計	5,319
機械装置及び運搬具	2,706	負債合計	10,167
工具、器具及び備品	230	純資産の部	
使用権資産	136	株主資本	
土地	639	資本金	1,721
建設仮勘定	287	資本剰余金	1,941
有形固定資産合計	6,521	利益剰余金	11,929
無形固定資産		自己株式	△ 15
ソフトウェア	180	株主資本合計	15,577
その他	15	その他の包括利益累計額	
無形固定資産合計	195	その他有価証券評価差額金	1
投資その他の資産		為替換算調整勘定	△ 170
投資有価証券	65	その他の包括利益累計額合計	△ 168
関係会社株式	118	新株予約権	3
繰延税金資産	126	純資産合計	15,411
その他	371	負債純資産合計	25,578
貸倒引当金	△ 0		
投資その他の資産合計	680		
固定資産合計	7,397		
資産合計	25,578		

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
売上高	18,521
売上原価	12,052
売上総利益	6,468
販売費及び一般管理費	3,805
営業利益	2,663
営業外収益	
受取利息	11
材料屑売却益	17
その他	18
営業外収益合計	47
営業外費用	
支払利息	30
為替差損	81
新株予約権発行費	14
その他	9
営業外費用合計	135
経常利益	2,574
税金等調整前当期純利益	2,574
法人税、住民税及び事業税	379
法人税等調整額	157
法人税等合計	537
当期純利益	2,037
親会社株主に帰属する当期純利益	2,037

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	983	1,202	10,051	△ 15	12,221
当期変動額					
新株の発行	738	738			1,477
剰余金の配当			△ 158		△ 158
親会社株主に帰属する当期純利益			2,037		2,037
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	738	738	1,878	△ 0	3,355
当期末残高	1,721	1,941	11,929	△ 15	15,577

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	0	△ 120	△ 119	—	12,101
当期変動額					
新株の発行					1,477
剰余金の配当					△ 158
親会社株主に帰属する当期純利益					2,037
自己株式の取得					△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	△ 50	△ 49	3	△ 46
当期変動額合計	0	△ 50	△ 49	3	3,309
当期末残高	1	△ 170	△ 168	3	15,411

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|------------|--|
| ① 連結子会社の数 | 7社 |
| ② 連結子会社の名称 | JEM AMERICA CORP.
JEM (HONG KONG) Co., Ltd.
JEM TAIWAN PROBE CORP.
JEM EUROPE S. A. R. L.
JEM Shanghai Co., Ltd.
JEM (THAILAND) Co., Ltd.
JEM (SHENZHEN) Co., Ltd. |

- (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

JEMCO Co., Ltd. JEM SE ASIA Pte. Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- (3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

JEMCO Co., Ltd. JEM SE ASIA Pte. Ltd.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの ……移動平均法による原価法によっております。

b. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品

プローブカード等の受注生産品 ……主として個別法によっております。

その他見込生産品 ……主として月別総平均法によっております。

原材料 ……主として移動平均法によっております。

貯蔵品 ……主として最終仕入原価法によっております。

c. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

使用権資産以外の有形固定資産 ……定額法によっております。

使用権資産

…当社及び米国子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

b. 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金 …債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …従業員に対する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3. 表示方針の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「リース債務」(前連結会計年度61百万円)は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「固定負債」の「長期リース債務」(前連結会計年度104百万円)は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	9,188百万円
(2) ①担保に供している資産	
建物及び構築物	404百万円
土 地	382百万円
②上記に対応する債務	
1年内返済予定の長期借入金	208百万円
長期借入金	641百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	10,604,880株	700,000株	—株	11,304,880株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	15,559株	90株	—株	15,649株

(3) 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月25日 取締役会	普通株式	84百万円	8円	2020年 3月31日	2020年 6月11日
2020年10月22日 取締役会	普通株式	74百万円	7円	2020年 9月30日	2020年 12月2日

(4) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2021年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	90百万円	8円	2021年 3月31日	2021年 6月11日

(5) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式

1,300,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安定的な支払能力を確保するため、内部資金、金融機関からの借入、設備のリース化等の活用により、資金調達の多様化と安定した資金繰りを実現しております。なお、外部からの資金調達については、安定的で低利息を目標とし、経済や金融情勢を加味しながら、長期もしくは短期のバランスのとれた調達を実施しております。一時的な余資については、短期的かつ安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、原則として1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金等については、安定的な支払能力の確保を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で9年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び直物為替先渡取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、主に営業部門内で主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関に限定し取引を行っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、定期的に把握された時価等が取締役に報告されております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づいて行っており、取引実績及び取引残高は取締役会に報告されております。

- c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち、47.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注2)を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,518	6,518	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,704	7,704	—
(3) 電子記録債権	328	328	—
(4) 預け金	146	146	—
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	147	147	—
資産計	14,844	14,844	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,210	1,210	—
(2) 電子記録債務	929	929	—
(3) 設備電子記録債務	94	94	—
(4) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金含む）	6,457	6,440	△ 17
負債計	8,693	8,675	△ 17
デリバティブ取引	—（—）	—（—）	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、並びに (4) 預け金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに(3) 設備電子記録債務

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの
該当事項はありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの
該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	60
関係会社株式	118

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(5)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	6,518	—
受取手形及び売掛金	7,704	—
電子記録債権	328	—
預け金	146	—
合計	14,697	—

(注4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)の連結決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,264	1,511	931	870	588	1,291
合計	1,264	1,511	931	870	588	1,291

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,364円85銭
- (2) 1株当たり当期純利益 189円98銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の権利行使)

当社が2020年11月30日に発行した行使価額修正条項及び行使許可条項付新株予約権につき、当連結会計年度終了後、2021年4月30日までの間に、以下のとおり、権利行使が行われております。

(1) 新株予約権の名称	第1回新株予約権
(2) 行使された新株予約権の個数	7,706個
(3) 発行株式の種類及び株式数	普通株式 770,600株
(4) 資本金増加額	758百万円
(5) 資本準備金増加額	758百万円

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

	金額		金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	5,327	支払手形	171
受取手形	16	買掛金	1,039
売掛金	6,809	電子記録債務	929
電子記録債権	328	設備電子記録債務	94
有価証券	119	1年内返済予定の長期借入金	1,264
製品	117	賞与引当金	76
仕掛品	1,063	未払金	213
原材料及び貯蔵品	1,154	未払法人税等	292
関係会社短期貸付金	198	設備未払金	196
未収入金	584	その他	182
預け金	146	流動負債合計	4,460
その他	102	固定負債	
貸倒引当金	△ 4	長期借入金	5,193
流動資産合計	15,964	その他	41
固定資産		固定負債合計	5,235
有形固定資産		負債合計	9,695
建物	2,382	純資産の部	
構築物	47	株主資本	
機械及び装置	2,350	資本金	1,721
工具、器具及び備品	212	資本剰余金	
土地	639	資本準備金	1,941
建設仮勘定	287	資本剰余金合計	1,941
有形固定資産合計	5,919	利益剰余金	
無形固定資産		利益準備金	97
ソフトウェア	121	その他利益剰余金	
その他	14	別途積立金	3,510
無形固定資産合計	136	事業拡張積立金	730
投資その他の資産		土地圧縮積立金	83
投資有価証券	65	建物圧縮積立金	12
関係会社株式	990	繰越利益剰余金	6,070
関係会社長期未収入金	81	利益剰余金合計	10,504
関係会社長期貸付金	323	自己株式	△ 15
繰延税金資産	218	株主資本合計	14,151
その他	152	評価・換算差額等	
貸倒引当金	△ 0	その他有価証券評価差額金	1
投資その他の資産合計	1,830	評価・換算差額等合計	1
固定資産合計	7,887	新株予約権	3
資産合計	23,852	純資産合計	14,156
		負債純資産合計	23,852

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
売上高	16,891
売上原価	11,832
売上総利益	5,058
販売費及び一般管理費	2,984
営業利益	2,074
営業外収益	
受取手数料	30
受取配当金	552
その他	55
営業外収益合計	638
営業外費用	
支払利息	29
為替差損	92
新株予約権発行費	14
その他	7
営業外費用合計	143
経常利益	2,569
税引前当期純利益	2,569
法人税、住民税及び事業税	302
法人税等調整額	113
法人税等合計	415
当期純利益	2,153

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	983	1,202	1,202
当期変動額			
新株の発行	738	738	738
建物圧縮積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	738	738	738
当期末残高	1,721	1,941	1,941

(単位：百万円)

	株主資本								
	利益剰余金							自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
		別途積立金	事業拡張積立金	土地圧縮積立金	建物圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	97	3,510	730	83	13	4,074	8,508	△ 15	10,679
当期変動額									
新株の発行									1,477
建物圧縮積立金の取崩					△ 1	1	—		—
剰余金の配当						△ 158	△ 158		△ 158
当期純利益						2,153	2,153		2,153
自己株式の取得								△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 1	1,996	1,995	△ 0	3,472
当期末残高	97	3,510	730	83	12	6,070	10,504	△ 15	14,151

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	0	0	—	10,679
当期変動額				
新株の発行				1,477
建物圧縮積立金の取崩				—
剰余金の配当				△ 158
当期純利益				2,153
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	0	3	3
当期変動額合計	0	0	3	3,476
当期末残高	1	1	3	14,156

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - a. その他有価証券
時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっております。
 - b. 子会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
製品及び仕掛品
 ブロープカード等の受注生産品 …… 個別法によっております。
 その他見込生産品 …… 月別総平均法によっております。
 原材料 …… 移動平均法によっております。
 貯蔵品 …… 最終仕入原価法によっております。
 - ③ デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
時価法によっております。
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定額法によっております。
 - ② 無形固定資産
 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) 引当金の計上基準
 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 賞与引当金 …… 従業員に対する賞与の支出に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
 - (4) 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	1,635百万円
短期金銭債務	449百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

7,123百万円

(3) ①担保に供している資産

建 物	404百万円
土 地	382百万円

②上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	208百万円
長期借入金	641百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	①売上高	4,896百万円
	②仕入高	4,006百万円
	③販売費及び一般管理費	59百万円
	④営業取引以外の取引高	609百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	15,649株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	23百万円
賞与引当金等	27百万円
たな卸資産評価損等	170百万円
未払役員退職慰労金	12百万円
投資有価証券評価損	0百万円
関係会社株式評価損	15百万円
減価償却限度超過額	15百万円
その他	35百万円
繰延税金資産 小計	302百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△40百万円
評価性引当額小計	△40百万円
繰延税金資産 合計	261百万円
繰延税金負債	
土地建物圧縮積立金	42百万円
その他	0百万円
繰延税金負債 合計	42百万円
繰延税金資産の純額	218百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決 権等 の所有 (被所有 割合(%))	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	JEM TAIWAN PROBE CORP.	台湾 竹北市	121	半導体 検査用部品 関連事業	所有 直接 100.0	当社製品 の販売	当社製品の 販売	1,226	売掛金	458
	JEM Shanghai Co., Ltd.	中国 上海市	116	半導体 検査用部品 関連事業	所有 直接 100.0	当社製品 の販売	当社製品の 販売	1,213	売掛金	522
	JEM (SHENZHEN) Co., Ltd.	中国 深圳市	77	半導体 検査用部品 関連事業	所有 間接 100.0	当社製品 の製造	材料の有償 支給	826	未収入金	321
	JEM AMERICA CORP.	アメリカ 合衆国 カリフォルニア州	437	半導体 検査用部品 関連事業	所有 直接 100.0	当社製品 の販売	当社製品の 販売	2,391	売掛金	21
	JEMCO Co., Ltd.	韓国 京畿道	87	半導体 検査用部品 関連事業	所有 直接 100.0	当社の 営業支援	材料の仕入	2,703	買掛金	205

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,253円68銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 200円83銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の権利行使)

当社が2020年11月30日に発行した行使価額修正条項及び行使許可条項付新株予約権につき、当事業年度終了後、2021年4月30日までの間に、以下のとおり、権利行使が行われております。

(1) 新株予約権の名称	第1回新株予約権
(2) 行使された新株予約権の個数	7,706個
(3) 発行株式の種類及び株式数	普通株式 770,600株
(4) 資本金増加額	758百万円
(5) 資本準備金増加額	758百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

日本電子材料株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒川 智哉 印

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 勢志 恭一 印

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電子材料株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電子材料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

日本電子材料株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒川 智哉 印

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 勢志 恭一 印

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電子材料株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け業務及び財産の状況を確認しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

日本電子材料株式会社 監査等委員会

監査等委員 竹原克尚印

監査等委員 濱田幸和印

監査等委員 吉田博之印

(注) 監査等委員 濱田幸和及び吉田博之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	おおくぼかずまさ 大久保和正 (1955年3月17日生)	1985年4月 当社入社 1985年5月 当社取締役熊本工場長 2003年9月 JEM EUROPE S. A. R. L. 代表取締役会長 2005年4月 JEM TAIWAN PROBE CORP. 代表取締役会長 JEM Shanghai Co., Ltd. 代表取締役会長 2005年6月 当社常務取締役 営業統括部長 2008年4月 当社代表取締役副社長 開発統括部長 2010年4月 JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長兼社長 当社代表取締役副社長 2010年7月 当社代表取締役副社長 2011年6月 当社取締役副会長 JEM (HONG KONG) Co., Ltd. 代表取締役会長 2013年6月 当社取締役副社長 2014年4月 当社取締役副社長 営業統括管掌 2015年4月 JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長 2016年4月 当社取締役副社長 N P 統括部長 営業統括、N P 統括管掌 2017年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2018年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 営業統括部長 (営業統括担当) 2021年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (営業統括担当) (現任)	498,064株
<選任理由> 大久保和正氏は、当社取締役に就任以来、長年にわたりリーダーシップを発揮し、また、経営者として豊富なマネジメントの経験と知識をもって取締役の職責を果たしており、今後、当社グループが更なる企業価値の向上を図るにあたり適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 の 数
2	あ だち きん たか 足 立 安 孝 (1951年9月17日生)	1998年1月 当社入社 2004年7月 当社経理シニアマネージャー 2008年4月 当社管理部門副統括部長 兼 経理シニアマネージャー 2009年1月 JEM Shanghai Co., Ltd. 取締役社長（現任） 2009年6月 当社取締役管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） 2010年7月 当社取締役管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） 管理部門統括管掌 2017年6月 当社常務取締役 常務執行役員 管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） （管理部門統括担当） 2019年6月 当社専務取締役 専務執行役員 管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） （管理部門統括担当）（現任）	26,720株
《選任理由》 足立安孝氏は、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うとともに、管理部門の責任者としてリーダーシップを発揮しており、今後、当社グループが更なる企業価値の向上を図るにあたり適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 の 数
3	いのうえ ひろし 井 上 廣 志 (1954年12月16日生)	1975年4月 三菱電機(株) 入社 2000年6月 同社 パワーデバイス事業統括部 品質保証部長 2004年4月 同社 パワーデバイス製作所 パワーデバイス第一部長 2008年4月 同社 パワーデバイス製作所 営業部長 2011年6月 三菱電機ロジスティクス(株) 入社 同社 取締役電子事業部長 2018年6月 同社 顧問 2019年6月 当社社外取締役 (現任)	一株
<p>《選任理由及び期待される役割の概要》 井上廣志氏は、半導体業界に精通しており、また、経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有することから、それらを当社の経営に反映していただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。井上廣志氏には、半導体業界での経験を生かし、主に品質管理面に対する監督機能を強化いただくことを期待しております。</p>			
4	なかもと だいすけ 中 本 大 介 (1963年11月22日生)	1986年4月 大洋(株)入社 1989年4月 Unique Motor Co.,Ltd. 副社長 1997年8月 (株)タクマ入社 2003年11月 Siam Takuma Co.,Ltd. 社長 2014年2月 (株)タクミナ入社 2014年4月 同社 営業本部 海外営業部長 2014年7月 同社 営業本部 海外営業部長 兼 TACMINA KOREA Co.,Ltd. 代表理事 2016年4月 同社 執行役員 営業本部 海外営業部長 兼 TACMINA KOREA Co.,Ltd. 代表理事 兼 TACMINA USA CORP. 代表取締役社長 (現任) 2019年6月 当社社外取締役 (現任)	一株
<p>《選任理由及び期待される役割の概要》 中本大介氏は、海外事業を含む経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有しており、それらを当社のコーポレート・ガバナンスの強化に生かしていただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。中本大介氏には、海外事業の経験を生かし、主にグループ会社でのガバナンスに対する監督機能を強化いただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 井上廣志氏及び中本大介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 井上廣志氏及び中本大介氏は、㈱東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、引き続き井上廣志氏及び中本大介氏を独立役員とする予定であります。
4. 井上廣志氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 中本大介氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 社外取締役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、井上廣志氏及び中本大介氏が原案どおり選任された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。
7. 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みません。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれ、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	たけはら まさ たか 竹原 克尚 (1943年10月18日生)	1967年4月 三菱電機㈱入社 1984年12月 三菱電機セミコンダクタアメリカ社出向 1987年1月 三菱電機㈱ 北伊丹製作所アセンブリ技術部 1999年6月 TOWA㈱入社 2006年9月 当社入社 2007年4月 JEMファインテック㈱ 代表取締役社長 2010年5月 当社顧問 2010年6月 当社常勤監査役 2017年6月 当社取締役（常勤監査等委員） （現任）	5,700株
<p>《選任理由》 竹原克尚氏は、半導体業界に精通しており、また、経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有することから、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			
2	はまだ ゆきかず 濱田 幸和 (1955年4月9日生)	1986年2月 税理士登録 濱田税理士事務所設立 同所 所長（現任） 1996年6月 当社監査役 2004年6月 同 退任 2007年5月 ㈱プロセスサポート設立 同社 代表取締役社長（現任） 2009年6月 当社監査役 2017年6月 当社社外取締役（監査等委員） （現任）	1,000株
<p>《選任理由及び期待される役割の概要》 濱田幸和氏は、長年にわたる税理士としての豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。濱田幸和氏には、税理士の経験を生かし、主に税務面に対する監査機能を強化いただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	よしだ ひろゆき 吉田 博之 (1952年10月26日生)	1977年4月 三菱電機㈱入社 2003年4月 同社 半導体事業本部 半導体業務統括部 生産支援部長 2003年10月 同社 半導体・デバイス事業本部 半導体・デバイス業務統括部 生産システム部長 2008年4月 三菱電機ロジスティクス㈱入社 同社 電子事業部副事業部長 2008年6月 同社 取締役 電子事業部長 2011年6月 同社 常任監査役 2015年6月 同社 常任監査役 退任 2017年6月 当社社外取締役 2019年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	一株
≪選任理由及び期待される役割の概要≫ 吉田博之氏は、半導体業界等のマネジメント及び三菱電機ロジスティクス㈱の常任監査役を通じた豊富な経験と見識を有しており、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。吉田博之氏には、他社における監査役の経験を生かし、主に監査機能を複眼的に強化いただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 濱田幸和氏及び吉田博之氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、濱田幸和氏及び吉田博之氏を㈱東京証券取引所に対し、独立役員とする届出を行っており、原案どおり選任された場合、引き続き濱田幸和氏及び吉田博之氏を独立役員とする予定であります。
 4. 濱田幸和氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 吉田博之氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年、監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 6. 候補者との責任限定契約について
 監査等委員である取締役の有能な人材を迎えることができるよう、当社は取締役(業務執行取締役であるものを除く)との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、竹原克尚氏、濱田幸和氏及び吉田博之氏が原案どおり選任された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
 その契約内容の概要は、次のとおりであります。
 ・当社と取締役(業務執行取締役であるものを除く)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。
 7. 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれ、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
にし 西井 (1964年5月19日生)	ひろ 博生 1987年4月 監査法人朝日新和会計社入社 1990年3月 公認会計士登録 2001年9月 西井博生公認会計士事務所開所 2004年9月 なぎさ監査法人代表社員(現任) 2004年12月 税理士法人なぎさ総合会計事務所 代表社員(現任) 2008年6月 当社補欠監査役 2017年6月 当社補欠監査等委員(現任)	一株
<p>《選任理由及び期待される役割の概要》</p> <p>西井博生氏は、公認会計士資格を有し、会計監査に関する豊富な知識と高い見識を有しており、当社の監査等委員である社外取締役に就任した場合には、その知識と見識を当社の監査体制に生かしていただくと考え、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。西井博生氏には、公認会計士の経験を生かし、主に会計面での監査機能を強化いただくことを期待しております。</p>		

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西井博生氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 西井博生氏は、(株)東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員とする予定であります。
4. 監査等委員である取締役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、西井博生氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。
5. 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。西井博生氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会がひびき監査法人を候補者とした理由は、独立性、専門性及び適切性を有し、品質管理体制や監査体制、効率性等を総合的に勘案した結果、会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

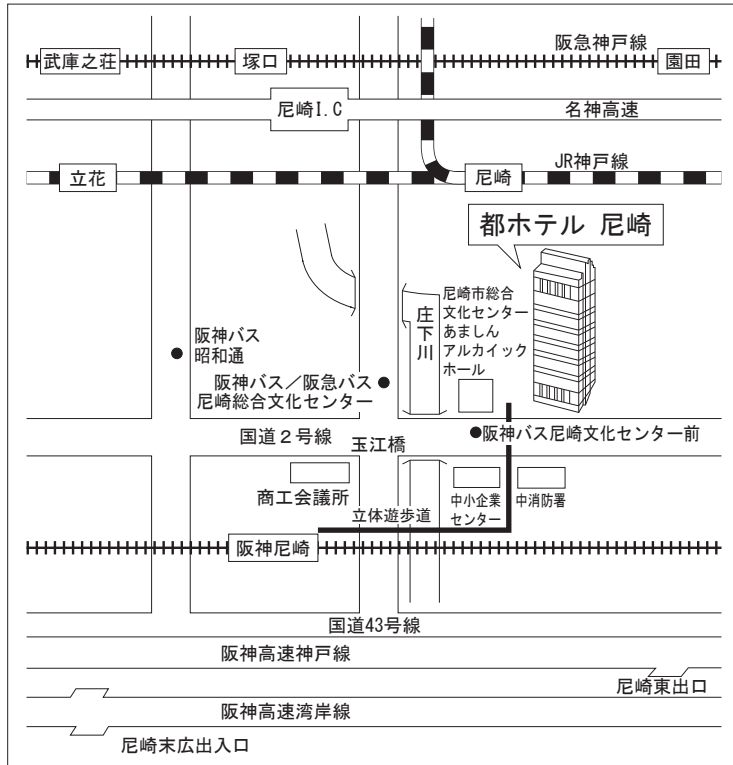
(2021年3月31日現在)

名 称	ひびき監査法人		
事 務 所	本部 大阪事務所	大阪市中央区北浜2-3-6 北浜山本ビル4階	
	東京事務所	東京都千代田区神田須田町1-8-4 陽友神田ビル8階	
沿 革	1975年7月 有恒監査法人設立 1979年6月 ナニワ監査法人設立 1987年3月 新橋監査法人設立 1997年7月 ペガサス監査法人設立 2007年7月 ナニワ監査法人と有恒監査法人が合併し、大阪監査法人に名称変更 2012年2月 PKF Internationalに加入 2014年7月 大阪監査法人と新橋監査法人、ペガサス監査法人が合併し、ひびき監査法人に名称変更		
概 要	出資金	33百万円	
	構成人員	代表社員	21名
		社員	4名
		公認会計士	168名
		会計士補・公認会計士試験合格者等	7名
		その他専門職	2名
		事務職員	7名
		合計	209名

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号
都ホテル 尼崎 3階鳳凰の間
T E L 06-6488-7777



- 阪神尼崎駅より北東へ400m (徒歩5分)
- 最寄のバス停のご案内
 - ・尼崎総合文化センター
 - 阪神バス：JR尼崎より11番・23番／阪急園田より11番・22番・23番
 - 阪急バス：阪急塚口より55番・57番
 - ・昭和通
 - 阪神バス：JR立花より15番・43番／阪急塚口より13番
 - ／阪急武庫之荘より15番・43番
 - ・尼崎文化センター前